

# 岡山県人権教育推進委員会第10回会議

日 時： 平成14年7月31日（水）

平成14年度の人権教育行政の推進についての説明を人権教育推進室からお願いします。

答申に基づき、平成14年度からの人権教育の推進に関する内容や方法、体制の整備について概要を申し上げます。

教育庁として組織を上げて取り組む人権教育行政を推進するために、人権教育推進マトリックス会議を設置いたしました。

マトリックス会議は、推進指針並びに答申に基づき、人権教育行政課題に迅速に対応するよう、総合調整を行い、総合的な推進を図る目的で設置しております。構成は、課長6名と私の7名で会議を組織し、その下に課長補佐級の6名で構成するマトリックス担当者会議を設置をして、マトリックス会議は2か月に1回、担当者会は2週間に1回の割合で、具体的な検討をしているところでございます。

当面の取組の内容は、人権教育関連事業施策の洗い出し、人権教育推進体系構想の構築、各課の人権課題についての関連表の作成等々でございます。また人権教育、人権課題に関する問題点等の共通理解を現在図っているところでございます。

マトリックス会議で確認していることを何点か申し上げます。まず1つは、教育庁職員の研修の充実。2つ目は人権問題の解決を目指す取組は、我々「自らの課題」であるという視点で取り組む。3つ目は各課が取り組んでおります様々な事業に「人権の視点」を位置づけていくということ。4点目は縦割り行政では、人権問題への対応はできない

という視点，横の風通しのいいマトリックスにするべきだということ。最後5点目として，教育庁内だけでなく，関係機関とか部局との連携ほか，様々なところとの連携を密にして取り組んでいくべきであろうと。以上のような申し合わせ，確認をしているところでございます。

次に，オール県庁での話を申し上げたいと思います。岡山県には，岡山県人権政策審議会というものがございます。一昨年答申を出されまして，昨年度，岡山県における人権政策推進指針が作られているわけですが，部局も機構改革がございまして，総務部の総務学事課から商工労働部の人権施策推進室並びに人権・同和対策課がこの会議を担当するように変更になっております。

2つ目に，その審議会とは別に，副知事が会長を務めます岡山県人権政策推進会議というのがございます。オール県庁における部長級による会議でございます。その部長級の下に担当課長の幹事会を設けまして，オール県庁における人権施策の在り方，方策等について検討を行っています。

3点目ですが，オール県庁にマトリックス会議が設置されております。名前は人権啓発マトリックスと申します。部局の方が事務局をしておりますして，県教委の方からも1名が週1回出向して，仕事をしています。人権施策の関連事業でありますとか，関係部署との連携，あるいは具体的な啓発の在り方，方法等について検討しています。以上，オール県庁における取り組みを申し上げます。

最後に，今後の人権教育行政の推進のアプローチをどのような視点，あるいは内容で取り組むか，再確認とその基礎的な内容について，市町村並びに学校，教育機関等に周知徹底をしていく必要があると思っております。

まず人権とは何か，ということでございます。「自己実現，自立，社会参加」とか，人権の基本「共生社会おかやま」を岡山県はうたっております。人権の基本とは何か，あるいは差別問題への対応，「差別問題は人権に関する施策の中で重点的に取り組むべきもの」と指針にも示されているわけであります。

次に、近年まで人権教育の定義が国も県もなかったわけでありまして、それが国の答申、あるいは県の答申等で示されてきたわけでありまして。

例えば、推進指針で示された定義というのは「基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう学校教育・社会教育において計画的に実施される教育活動」と定義されました。それから人権教育・啓発推進法ができ、基本計画ができましたが、その中で人権教育の定義というのは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と示されています。

人権教育とは何かということ、きちんと共通理解をし、あるいは認識をした上で取り組んでいくことが大切であると、このことについても市町村並びに学校、教育機関等に周知徹底をしていきたいと思っております。

また推進のためのアプローチの仕方につきましても、普遍的なアプローチの仕方、あるいは個別的なアプローチの仕方、その方法、内容はいかなるべきかということとか、人権教育課題個々の持つ固有な特徴とか、歴史的な背景、それから県の指針、答申ではその他を入れて8つの重要課題が示されていますが、その他アイヌの問題とか、いろいろな問題がありまして、その固有な特徴、歴史的な背景等の学習も進めていく必要があるかと思っております。

様々な周知徹底の内容がありますが、当面、人権教育推進委員会で示された答申の内容を、具体的にどう県民の皆さんや学校教育、社会教育関係者に認識してもらうかということが、我が室・課の現在の仕事であろうと思っております。

それでは教育委員会6課から人権教育に関する行政説明がございます。まず最初に総務課からお願いいたします。

総務課につきましては、事務局等の執行体制、それから事務局等職員の研修について所管していますので、そのあたりを中心にご説明申し上げます。総合的な人権教育行政を積極的に進める、推進体制の整備という観点から総合調整機能を果たすセクションの、

設置，行政マトリックスの確立が必要であるということで答申を受け，人権教育推進組織の整備を図ったところです。人権教育推進室および人権・同和教育課の基本的な考え方は，人権教育推進室長からご説明申し上げたとおりです。そういう観点から，今までの同和教育指導室また同和教育指導課を廃止し，改組いたしまして人権教育推進室また人権・同和教育課として設置したところです。その中で特に人権・同和教育課の枠組みの中に，企画推進係・指導係を設置いたしております。企画推進係というのは昨年度までは奨学係でございましたが，企画推進係に改変し係長を専任化いたしております。今までは課長代理が事務取扱として係長を兼ねておりましたが，より責任体制の明確化ということで係長を設置し，こういう陣容で係を設置したところです。指導係ですが，13年度までは指導班という班体制をひいておりましたが，これも指導係として係を明確化し，責任体制のより積極的な推進ということで専任係長を新設しております。それから定数的にも人権・同和教育課の本務者を1名増やしているところです。こういう形で人権教育の推進につきまして，総合調整また執行体制の明確化ということで14年度から取り組んでいるところであります。これがまず1点の推進組織の整備であります。

それから事務局等の職員の人権教育研修会の実施ですが，県の教育委員会事務局等職員の人権教育研修会ということで，例年，同和教育研修会として実施してきた職員研修ですが，14年度から人権全般について理解と認識を深め事務局等職員の資質の向上を図るよう改変しました。幹部職員の研修では，事務局の課長を含め教育事務所長教育機関の長という形での幹部職員の研修，そして課長補佐級の研修，また新規に教育庁の事務局に入った方々の研修，という形で取り組んでいます。さらに，小中学校の事務系の職員，県立学校の事務系の職員，そして教育委員会事務局，教育事務所等の特に行政系職員の研修を教育センターで研修体制を組んでおまして，その中でも同和問題をはじめとして人権研修を積極的に幅広く取り上げる研修プログラムを作成して研修を実施しているところです。

もう1点は，セクシャルハラスメントの防止対策ということで，平成10年度末に文書通知をし，全職場で取り組むことにしています。14年度につきましては，以上が概要でございます。

保健体育課にお願いします。

病気に対する偏見そして理解認識の不足から生じます人権問題につきまして、指導をして取り組んでいるところであります。結核については、ご存じの通り戦後減り続けていましたが、平成9年から患者・罹患率ともに増加に転じております。感染が確認されますと、その感染源の追求がなされます。そうしますとその患者の周辺の人たち、つまり家族でありますとか、友人、そして同僚に対しまして保健所が接触者検診を行います。そうしますと本人が辛い立場にたたされるという状況が生ずることがございます。そこで県保健福祉部健康対策課と連携をはかりながら、プライバシーの保護、人権への配慮をする取組を実施しますと共に、定期健康診断の徹底を図ること、そして健康管理の充実を図ることとあわせて結核に対する正しい知識の普及・啓発に努めているところであります。

また、ハンセン病やH I V感染者、及びエイズ患者につきましても、子どもたちは小学校・中学校・高等学校で保健の授業を中心に学習いたしますけれども、ここにありまようなパンフレットも配布しながら、エイズ・ハンセン病とも感染力が非常に弱くて、現在では正しい知識があれば日常生活をともに過ごしても感染の恐れはないものであるということを保健の授業や学級活動、H R等で学習し、偏見や差別が生じないように指導しています。

一方では、教職員等を対象にした講習会等を実施しておりまして、病気や治療そして予防について、子どもたちが正しい知識や態度をしっかりと身につけられるように、また命の大切さ、自他の気持ちを理解し思いやる心、正義感、公正さ、豊かな人間性を高めるように、そして人間尊重の精神に基づいた指導の徹底が図られるように指導者の資質の向上に努めているところであります。

平成13年度から文部科学省の新規事業であります健康相談活動支援体制整備事業を実施しています。この事業は、近年児童生徒の不登校が増加傾向にある現状あり、保健室における健康相談活動の充実を図るということとあわせて、養護教諭等への支援体制を整備することを目的としている人権教育、心の教育の推進にかかわる事業であります。

近年の社会環境の中で子どもたちが変わってきています。心身の健康に大きな影響を与え、心の健康問題が益々複雑化深刻化している現状があります。そのような中で養護教諭に子どもたちが身体的不調を背景にさまざまな相談を行いますけれども、心の健康問題にかかわってその細かなサインにいち早く気づくことができる養護教諭の活動が重要視されています。その活動を支援する事業であります。特に健康相談以外に、家庭内暴力にかかわる相談、虐待・性感染症にかかわる相談や異性に関わる相談もございます。いじめ・不登校など心の健康問題等に多くの相談が寄せられています。そこで校内での連携をしっかりと図っていただきながら学校外の専門機関と連携して、養護教諭が活動しやすい状況、システムの構築を図ることが大切であると考えています。一人ひとりの児童生徒の心の健康問題に対応する養護教諭を支援する、つまり心の健康相談活動の充実を図りたいと考えているところです。このことは子どもたち一人ひとりを大切にする教育、それを計画的に推進するためにも重要なことと考えております。保健室登校を繰り返しながら教室へ復帰する子どももいますし、養護教諭がいつもそばにいての心温まる指導を受けながら、頑張っている子どもの現状もございます。今後とも答申の趣旨を踏まえまして、児童生徒一人ひとりが大切にされて、心身ともに健康な児童生徒の育成のために取り組みたいと思っております。

次に、教職員課にお願いします。

教職員課は教職員の人事行政を担当するセクションです。人権教育の推進の取組につきましましては3点ご説明をさせていただきます。

第1点ですが、女性の相談・支援・救済体制に関してです。総務課の説明にもございましたが、セクシャルハラスメントに関する相談窓口の設置及び啓発に取り組んでいます。平成11年の4月1日に男女雇用機会均等法の改定がなされて以来、事業主に職場におけるセクシャルハラスメントの防止のための雇用管理上の配慮義務が義務づけられております。職場におけるセクシャルハラスメントの防止等について、各学校に通知を出すとともに職員を対象とした苦情相談窓口、あるいは相談員を設置して、苦情相談を受けているところです。さらに管理職研修の中にセクシャルハラスメントの講座を位置付けながら、その防止について取り組んでいるところであります。

第2点でございますが、管理職研修に人権教育の推進の視点を位置付けて計画的に人権教育の推進を図っているところであります。特に管理職に対しましては、各学校で人権に配慮した教育指導、あるいは学校運営に努めるように指導しております。校内暴力、いじめ等が大きな課題になっておりますが、こうしたことが許されない行為であることの指導を徹底する。そして子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保するように指導しております。また、教職員自身が学校の間等で子どもたちの人権を侵害することのないように管理職研修の中で、お願いをしているところであります。また個に応じたきめ細かい指導が一層可能になるように、教職員の配置の改善にも努めております。

第3点でございますが、加配の問題でございます。昨年まで、地対財特法に規定する対象地域を限定して実施した同和加配がございましたけれども、地対財特法が平成14年3月31日に失効したことに伴い、従来の地域を限定した加配を廃止いたしまして、同和加配、いじめ不登校等の加配を含めて、新たに児童生徒の状況に着目した児童生徒支援加配に再構成をしてきたところでございます。この新しい児童生徒支援加配ですが、学習進度が著しく遅い児童又は生徒が在籍する学校や、いじめ・不登校・暴力行為・授業妨害など児童生徒の問題行動等が非常に顕著にみられる学校で、特にきめこまやかな指導が必要とされる学校におきまして、子どもたちの状況に応じて特別な学習指導・生徒指導・進路指導が行われている場合に、教員の定数を加配できるように標準法が改正されております。私どもといたしましては、地域を限定する加配ではなくて学校や児童生徒の実情を的確に把握しながら、特別な指導が適切に行われている学校に加配していきたいと考えております。人権教育推進状況報告書等の資料あるいは市町村教育委員会、教育事務所からのヒアリング等を踏まえて、適切に加配を進めてまいりたいと思います。

以上3点でございます。

現場の先生方にうかがったときに、自分がどういう加配かということをよく把握されていない先生方がいらっしゃるやに受け止めておりますが、それは少なくとも学校長は了解の上ということでしょうか。

加配につきましては私どもはいろんな目的を持った加配をしております。校長先生方にもその加配の趣旨等についてご説明しているところであります。特に加配をした先生方がいろんなことにまぎれて使われるということではなくて、例えば児童生徒支援であれば子どもたちの学習あるいは進路指導の充実ということにきちんと使われるように指導しており、そして、また、指導の結果の報告も求めるようにしております。

これは岡山県の教育委員会にというより、私は文部科学省にお願いしたいと思うんです。加配は今の1.5倍ぐらいの数を配置して、予防措置のようなことをやったほうがいいんじゃないかなと思います。

平成13年度までに加配されていた状況と、今年度の状況は違いがかなりあるのでしょうか。今までの同和地区でないところも加配があったということが何校もあるのでしょうか。

各学校とかあるいは市町村教育委員会から要望を受けまして、いろいろ関係課とも調整をし、従来配置されていなかったところにも配置しておりますし、さらに引き続いて必要なところには配置をさせていただいております。全体的な数は、国の配当等が少なくなっておりますので若干少なくなっているという状況はございます。

それでは次は指導課の方へお願いします。

指導課関係の事業で、特に本年度重点的に取り組んでいる、あるいは本年度は新たに開始した事業についてご説明させていただきます。まず答申の学校教育にかかわる部分で、まず第1点の、社会性や豊かな人間性を高めていくために、ということにかかわりまして、児童生徒の心に響く道徳教育推進事業、豊かな体験活動推進事業という事業がございます。児童生徒の心に響く道徳教育推進事業は地域の実態に応じ地域人材の活用や体験活動を生かした取組をしていただくというものでございます。それから豊かな体験活動推進事業につきましては、倉敷市と邑久町で実施しておりますが、小・中・高の縦の学校種がつながりまして連携をとりながら体験活動に積極的に取り組んでいくというものでございます。あわせて、子どもたちに社会性や豊かな人間性をはぐくむために

はさまざまな体験活動を充実させることが重要である，という認識に立ち，他校のモデルとなる体験活動に取り組み，普及を図ることを目的としております。

次に，一人ひとりを大切にする教育の観点から，ということについては，不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託がございます。これは不登校児童生徒の支援を行っております適応指導教室等に対して，国の事業，合わせて県の事業といたしまして継続的な指導，体験的な指導等について，市町村等に委託しているものです。県内の17の適応指導教室と，1民間施設，1教育委員会に対して行っております。

次に，適応指導教室支援事業ですが，これは適応指導教室の指導の充実を図るために，大学生など学生ボランティアを派遣し，子どもと一緒に活動したり，子どもの話し相手になったりするなどの取組をしているものでございます。

次に，各学校が人権に配慮した学校運営や指導に努め，子どもの人権を保障する体制づくりを行うことができるよう支援する必要があるということについてですが，これについては，教育センター教育相談事業や教育相談員配置事業等に取り組んできたところでありますが，今年度新たに進路相談にかかわる事業を始めております。進路相談員配置事業とそれから進路相談事業でございます。配置事業につきましては，県青少年総合相談センターに進路相談の窓口を設け，専門の進路相談員を配置しまして，面接，電話等の相談に乗っております。また相談事業につきましては，県下4会場で年2回進路相談会を実施することにしておりまして，第1回の相談会を8月に各地で開催する準備を進めているところでございます。

また，各学校における教育相談体制の充実につきましては，スクールカウンセラー活用事業がございます。これは学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために，専門的な知識経験を有するスクールカウンセラーの方を中学校に派遣して，児童生徒，保護者あるいは教員の相談に応じていただいているものでございます。昨年度中学校に30校配置いたしました但今年度は16校増やしまして46校に配置拡充したところであります。また心の教室相談員活用事業はスクールカウンセラーが配置されていない中学校に相談員を置くものでございます。それから教育相談スタッフ事業ですが，教育委

員会，学校等の巡回相談，訪問相談を行っているところであります。主だった指導課の事業について説明させていただきました。

スクールカウンセラー活用事業ですが，私は臨床心理士ですので，スクールカウンセラーとして実際にかかわっていますが，これに対応できる臨床心理士の数が必ずしも十分ではないことから，今年はスクールカウンセラーに任用される枠が「臨床心理士に準ずるもの」にまで拡大しています。たとえば大学院を出て少し臨床経験を積んだ方たちなども配置されている現状があります。これらはスクールカウンセラーに求められる専門性に応えられる力を持っているかという点，必ずしもそうでない場合もあるという危惧を感じているところです。どうして足りないかという点，臨床心理士は多くの場合ほかに本来の職業を持っています。一方，スクールカウンセラーという職務はパート職であります。県からこのパート職としてのスクールカウンセラーへの委託がありましてもその本務を休んでいくというのがなかなか困難なのです。つまり現在のようなパートでしかないスクールカウンセラーに専門的な力をもった臨床心理士を供給していくことには限界があると思うんです。このような現状は全国的な趨勢ではあるのですが，スクールカウンセラーの専門家を，例えば県に何人か置くとか，そういうことが抜本的に考えられていかなければならないのではないかと実際にかかわる者として思うわけですが，県の方で何らかの見通しとか方向性がおありかどうかということをお聞きしたいと思います。

スクールカウンセラーですが，週2回4時間ずつ合計8時間勤務していただく，あるいは週1日で8時間勤務していただくという形で46校にお願いしています。従いまして，大学の先生とか病院に勤務されている方々とか，さまざまな職業を別途にもちながら，空いている時間を工夫して中学校へおいでいただいている事業なんです。そのためいろいろな限界が生じているのも事実でございます。専任のスクールカウンセラーを県で雇用して，その方が中学校を回っていくというやり方はどうかというご提案がありましたが，それも将来の方向として一つのやり方だと思いますし，現在国のスクールカウンセラー配置事業にのっとって進めておりますから，今後私どもも研究させていただいたり，国の方に要望していく中で考えさせていただきたいと思っております。

私は現在大学におりますけれどもカウンセラーの方に時々週に2日ほど来てもらうんですが学生が行かないんです。どこへ行っているかという保健室なんです。保健室には、ベテランの看護婦をされた方がいて話聞いてもらっているんですけども。まるでお母さんのところで子どもたちが集まっているようなものです。私は、時々顔をあわすというんじゃあどんなベテランがやってきてもあまり効果が出ない。それよりもそこへ行ったらいつでも、やあいらっしゃいというふうな、人間関係、信頼関係ができて、そういう方がカウンセラーとして実際の効果があるんじゃないか、保健室が心と体の両方の健康管理をしてくれているなあという感じがしているんです。カウンセリングというのは、人間的な信頼関係というものが土台にないと効果が上がらのではないかという感想を私は内心思っているんです。時々おいでになったカウンセラーの先生に本当に心の中を打ち明けて話をするだろうかという感じがするんですね。ですから私は各学校の保健室を充実していただいて、養護教諭とカウンセラーとの連携プレーがうまくいったら効果がもっとあがるのではないかという感じもしています。

次は生涯学習課の方にお願ひしましょう。

生涯学習課からは主に4点説明をさせていただきたいと思います。まず1点目は奨学金でございます。高等学校奨学事業といたしまして今年度改めて設けております。内容は、勉学意欲がありながら経済的理由により高校での修学が困難なものに対して奨学資金の貸与を行うというものでございます。地対財特法の期限切れに伴いまして、地域改善奨学金の新規の貸与を行わないことになりましたことから、今年度からは一般対策で必要だということをご提言いただいております。それを受けてこのような制度を作ったものでございます。具体的には世帯の全部の収入が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯の、保護者が県内に在住する高校1年生に対する奨学金となります。

2番目といたしまして、地域の教育力の充実という観点でございますが、これについては完全学校週5日制の実施もあり、子どもが学校以外の場所、地域での人権感覚を養うことが必要だということからさまざまな事業を実施しております。特に、奉仕活動や体験活動の中から子どもたちに感覚を養ってほしいということで、機会の充実を図るために体験活動ボランティア活動支援センターの設置、これは県レベルでもセンターを設

置して情報の提供を行うとともに、市町村でも26の地域にこのようなセンターを設置していくということを考えております。

3番目に家庭教育の充実ですが、子育て学習推進事業、市町村PTA家庭教育推進事業などを通して、子育てやしつけなど家庭教育のあり方を見直す研修会を実施することにいたしております。つまり、妊娠期のお母さん、乳幼児1歳6カ月、3歳、6歳の子どもさんを持たれる保護者、それから小学校中学年、中学生など発達段階に応じてすべての親に様々な学習をしていただく事業を考えております。さらにすこやか育児テレホン事業。これは子育てに関する不安や悩みを解消するために電話相談を行うものでございまして、24時間体制をとっております。また子どもほっとライン事業ですが、これも小中高校生を対象に、悩み相談を学生ボランティアが電話や電子メールで受け付けるというものでございまして、先程の相談と併せて2つの電話相談や電子メールでの相談事業をボランティアでやっています。これは県の青少年総合相談センターの中に位置づけておりますが、昨年の開所以来非常に相談が多く、特に子どもほっとラインへの、高校生からの携帯電話からの電子メールでの相談が非常に多くなっています。それも学生ボランティアが逐次応えています。内容は、性の相談もあれば友達関係、恋愛、拒食症に近いような健康の問題などもあるということです。

そして、最後に、高齢者の観点からも様々な事業をしておりますが、一つは三学ばるトライアルデーを行っております。これは、子どもから高齢者までの幅広い世代が、親子、家族による共同体験を通して、相互に学び合いながら交流を深めるというものです。県の生涯学習センターを会場に、今年度も7月21日に行いました。この他にも、県の生涯学習センターでは、生涯学習大学という様々な講座を行って、高齢者の学習機会を提供するとともに、各市町村においても高齢者向けの公民館講座などが活発に行われていると把握しております。以上です。

生涯学習の高齢者の皆さんの知恵の伝達みたいな催しは、お年寄りにとっても生きがいになるでしょうね。これは大事なこと。それから、相談というのも同世代のものが相談にのるということが、これまた偉い人や年寄りが相談にのるのと違って、権威主義でなくてね、同じ仲間で相談にのってくれるという点で、効果があるかもしれませんね。

あるいは体験学習。今の若い人というのは案外体を使うのが好きですな。私どもの学校を見ていても、机の前に座っているのが不得意ですな。体を動かしたり実習したりしている時は生き生きしてますね。そういうふうな点で今おっしゃったような所を支援してお行きになるという事、これは非常に大事な点だなという事を感じました。それから最初の奨学金の事は、返還の方はどういうふうになってるのでしょうか。

高校生への奨学金の貸与ですので三年間ずっと貸しまして、そのまま大学生になりましたら、返す能力がありませんので、その後就職をしまして返還能力を自分で身に付けてから、今度は10年から15年の期間をかけて少しずつ返していくという形を皆さんにお願いしております。

学生ボランティアに青少年の相談にあたっていただくというのは、両方にとっていいことだと思うんですけど、その相談にあたっての事前研修のようなものは、一応されてらっしゃるのでしょうか。

当然、養成研修は十分にしてから臨んでいただいております。まず、この学生ボランティアはどなたでもいいというのではなくて、岡山大学およびノートルダム清心女子大で心理学や児童関係を学んでいる学生さんの三年四年生、大学院生などに来ていただいております。それから養成講座も何回も実践演習も含めまして十分にしてから臨んでいただいております。

非常に結構な事だとは思いますが、さらにいえば特に今ボランティア活動ということが文科省の方でも非常に重要視されておりますし、中教審答申の中に含まれていますように、今の学生への働きかけという意味でのボランティア活動というのは重要視されていると思うんですね。今の体制からいけば、岡大と清心で心理学を専攻しているということで、非常に限定的な形でしか対応しきれないというのもあるかとは思いますが、そういったボランティア活動の幅の広がりという事を考えれば、希望する学生がいれば、必ずしも2校に限定しなくてもいいようなきちんとした養成講座あるいは研修制度のようなものを体制化していただければと思います。

この制度は青少年総合相談センターに入る前からやっていますけれど、まだ始めてから2年もたっていないような状況でして、とりあえずそういう方々に声をかけております。けれども、おっしゃいました様に養成講座を充実させましたら、確かに、そこに限定する必要はないと思います。

今の件なんですが、結構このメール相談には重篤な相談も入ってきまして、それでそのケースカンファレンスを継続的にやっているんです。相談員の学生が夜集まりまして、清心と岡大の教員が四名、月に一回重篤なケースの相談についての対応をカンファレンスしてやるようにしています。今の所、その二つの大学から相談員を募っていることになっていると思うのですが、今後、指導者、学生両者とも色々な大学の方が参加して、カンファレンスに来てくださるということになれば、メンバーとして大歓迎のところなのではないかと思います。

ただ単に聞いたりメールで返信するとかいうだけではなくて、その相談内容とかもある程度フィールドバックできるような形で、統括される先生方とかが、どういう相談内容なのか、どういうケースなのかということも、今後の資料になる様な形で統計的にまとめていただける機会があったらいいなという感じがいたします。

最近コンピューターの研修のチャンスは結構あるんですけど、教師方のカウンセリングの研修というのは、年に何日かあるぐらいのことで。教師の方も常時研修できて、かなり専門性を持った教師が生まれるというチャンスがあればなあと思います。

倉敷市の中学校の場合、各中学校には教師カウンセラーという、ある程度カウンセリング研修を受けた先生を校内で配置をしていただいています。確か一学期、毎週火曜日の午後は倉敷市全体の教師カウンセラーが集まって、研修を受けておりましたけれど、その先生方が校内での研修の中心になってやっております。学校現場でいうと、養護教諭の先生方も職務の中で、そういうカウンセラーの勉強を今しっかりしております。養護教員に相談に行く、あるいは教師カウンセラーの先生に相談に行く、やはり一番手っ取り早いのはまずそこからだと思います。そこから、それぞれの先生方が判断していただいて、「これはかなり重いな」「しんどいな」ということになると、今度はスクールカ

ウンセラーの先生に向けて行くという形で、一番最初の取っつきはやはり養護教諭であったり、担任であったり。基本的にはそういう形で取り組んでいるというのが現状です。

教師の教育相談の研修につきましては、市町村でも取り組んでいらっしゃいますし、県も県の教育センターを中心に継続研修の研修講座が六日間、宿泊研修で二泊三日というのがありまして、それぞれに初級中級上級と三種に分けて取り組んでおります。年間、ざっと計算いたしまして継続研修の初級中級上級合わせまして170名ぐらい。宿泊研修が初級中級上級合わせまして90名ぐらい取り組んでおります。その他単発に1日当たりの研修講座も随時やっているところですし、可能な限り先生方の教育相談の技術を高めるといふ観点には、十分対応していくように努力しているところです。

なお、継続研修六日間あるいは二泊三日の宿泊研修は、希望者研修でございます。それから随時一日程度やっておりますのは、初任者研修とか十年研修とか。これは、義務的な研修となっております。

では、次に人権・同和教育課の説明をお願いいたします。

当課の事業はすべて人権教育関係事業でございますので、膨大な数になります。それで、全体図を見て頂くために人権教育事業概要で説明いたします。

今年度の課の目標が、人権教育の総合的な推進ということで、その組織中にございますように、兼務職員を置いております。今日出席の幹事の課の課長補佐級を置いていますが、彼らは兼務職員でありマトリックス会議の担当者会議のメンバーでもあるということで、横の連携を図りながら総合的に推進していくということで組織の中に位置づけています。また、もう一人指導課から指導主事を一名、指導係の方に一日常駐してもらっております。こういう形で指導課との連携を強化しています。このような状況で、総合的に推進していける体制を整えております。

課には、二つの係があります。企画推進係の職務といたしましては、人権教育課題に対応して、その解決をめざす教育活動の推進のための企画を行うとともに、市町村における人権教育推進体制が充実するように支援を行うことを主な業務としています。具体

的には「人権教育行政の推進」「市町村や学校への支援」「指導者の養成」「情報等の収集提供」などの業務を中心にしています。指導系の職務については、市町村、学校、教育機関、社会教育関係団体等において実施されます人権教育の内容、方法等に関する指導をおこなう業務でございます。「人権・同和教育の推進」「市町村や学校への指導」「研究指定への指導」「指導資料の作成と活用」などの業務を行っています。

それから、主な事業について説明をいたしますと、まず、人権教育推進委員会と人権教育セミナーがあります。人権教育推進委員会は、当会議でございます。人権教育セミナーは新規事業で、教育の日（11月1日）というのが昨年設けられ、その週の11月6日に幼稚園から大学までの教育関係者に集まっていただいて、人権教育セミナーをシンフォニーホールで開催しようと思っております。1300名規模のものを考えており、現在計画中でございます。

それから、「教職員等の研修」については、市町村の教育委員会の教育長等における人権教育研修会はすでに実施しております。また、管理職の人権教育の研修会も実施しております。そして今、進行中でございますのが人権教育担当者の研修会。県下のすべての学校に人権教育担当者を校務分掌上きちっと位置づけて置いてくださいということをお願いしておりますが、その先生方を集めまして研修を継続的にやっているものでございます。県立学校につきましては、「人権教育研修事業」「中学校高校連携事業」「保護者人権教育研修事業」をすべての県立学校にやっていただいております。事務職員に対する研修もやっていただいております。これらの研修はすべて悉皆研修で全員対象という研修でございます。「人権教育を総合的に推進するための研修講座」は、教育センターで継続的に希望者による研修でございます。このように研修を充実させております。

「研究指定」であります。人権教育総合推進事業は新規事業であります。今まで一つの学校に対して研究指定校を設けておりましたが、今年度から新たに地域に推進をしていただくということで、中学校区に指定をかけております。今年度は、岡山市の操山中学校区のすべての幼稚園、小学校、中学校を2年間指定し、学校教育、社会教育両面から取り組んでいただくという形です。今後、研究指定をこのようにしていこうと考えております。

「市町村における人権教育の推進」についてであります。これは主に市町村に対しての補助事業であります。市町村人権教育推進事業とか市町村の人権教育交流活動、自立促進事業とかがあります。「指導者の養成」として人権教育・啓発指導者講座を実施しています。これは、市町村の人権教育担当者等を集めている研修でございます。今年度はハンセン病を取り入れまして、邑久光明園、牧野先生の方にお世話になる予定でございます。それから、「資料等の整備」ということで、今年度新しく人権教育の指導資料作成委員会を設けまして、指導資料の作成を行おうと考えております。

「進学奨励」では、いわゆる地域改善の奨学金が法が切れましたので、新規貸与はございません。生涯学習課の方の奨学金に変わりましたので、当課は今まで貸与していた生徒の経過措置分の貸与と回収という業務が残っています。以上が当課の事業の概要です。

最後に、昨年度末答申をいただき、それに基づいて同和教育の基本方針の改定をいたしました。答申では、3つの視点から見直すようにと御提言をいただきました。「県の推進指針との整合性」「豊かな人権感覚の育成」「失効との関わり」の視点から見直しをさせていただいて、改訂をいたしました。

以上でございます。

マトリックスができて、風通しのいい総合的な事業計画に向けて進められている様子を非常にうれしく思っておりますが、今年度からということなのでまだまだ課題があるとは思んです。各課からご報告をいただきまして感じた所は、例えばスクールカンセリングの問題と養護教諭の支援の問題ですね。担当しているのが、指導課。養護教諭支援体制ということでは保健体育課、それから子育て支援の学習は、生涯学習課。たとえば、出産前出産後というのは、保健、厚生関係の方でも逐次母親教室とかの形でやっていると思うんです。そうみていきますと非常に重なる部分があると思うんです。

例えば両課が併記されるとかという形での所管というのはできないのかなという感じがしました。ほんとうに風通しいいような形で、無駄なく時間と労力を有効に使えるのか

なという印象があります。

言われる事はもっともでありまして、縦割り行政を打破するためにマトリックスを組んだわけですから、すべて関連する課はマトリックスに持ち寄ったうえで効果的な事業がどうあるべきか提案してもらおうという形であります。ですから具体的な事務は、担当課が行う場合が多いわけですが、その内容については風通しをよくして行こうということで試行錯誤くりかえしながら、現在進めているところでございまして、御支援をよろしく願います。

ちょっと場違いかもしれない気もしますが、同和教育を教員養成の課程で、たった二回くらいしかやらないで、そんなことでいいのだろうかとちょっと気になったんですけど、それはどうなってるんでしょうか。

教職免許の必須要件になっていないんだと思います。取る方が望ましいという風になっているんじゃないかと思うんですね。岡山大学でも教育学部で同和教育の単位は4単位くらいあると思います。教職の必須単位にはなっていなかったと私は理解はしていたんですけど。

私の記憶でもそうですね。必須ではないです。望ましいという事ですね。それから教育実習に行く前には、必ずやっているでしょう。

地对財特法の法規失効の関係で、その点が教職の単位としてどういうふうに設定されてるのかというのが、その変化をうっかり見落としているんですけど、なにか把握しておりましたら教えていただけませんか。

私も詳しいわけじゃないんですけど、変わってないと思うんです。岡大の教育学部にはうちの課の指導主事が毎年行っており、今年度もそういう依頼がありますので、今言われた教育実習の前には、必ずそういう研修をうちの方がやっております。

それでは、6課の方からそれぞれご説明は、これをもちまして終わらせていただきました

いと思います。